

3 監 査 第 3 5 号
令 和 3 年 5 月 1 3 日

請 求 人 (略)

愛知県監査委員 篠 田 信 示

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 伊 藤 辰 夫

同 石 井 芳 樹

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
(通知)

令和3年3月12日付けで提出のありました地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求(以下「本件住民監査請求」という。)に係る監査の結果は、別紙のとおりです。

別紙 本件住民監査請求に係る監査の結果

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和3年3月12日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書、同年4月20日付けで提出された愛知県職員措置請求書の訂正・補足説明及び事実証明書、同月28日に請求人が行った陳述並びに同月29日付けで提出された愛知県職員措置請求書の訂正・補足説明により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

1 請求事項

愛知県監査委員は、愛知県知事に対し、一宮市役所と連帯して、愛知県（以下「県」という。）が資金前渡員を通じ平成29年4月28日から令和元年12月9日までに一宮市の五つの連区の民生委員・児童委員に支払った民生委員・児童委員に対する活動費用弁償費（以下「弁償費」という。）合計13,524,664円を返還させるために必要な措置を取ることを勧告することを求める。

2 監査請求の理由

民生委員法（昭和23年法律第198号）第10条で民生委員には給与を支給しないことになっている。また、愛知県民生委員・児童委員活動等費用弁償費交付要綱（以下「交付要綱」という。）で、県内の民生委員・児童委員が日常活動において要する費用として弁償費を交付すると定められている。しかしながら、支給された弁償費全額を民生委員協議会が管理し、各民生委員・児童委員の日常活動に要する費用としてほとんど全額使用されていない先がある。

第2 監査の実施

本件住民監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合していると認めたので、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

平成29年4月28日から令和元年12月9日までの間に一宮市の神山、葉栗、丹陽町、大和町及び木曾川町の各連区（以下、これらの連区を合わせて「5連区」という。）の民生委員及び児童委員に対して交付した弁償費

2 監査対象機関

福祉局福祉部地域福祉課、同局児童家庭課及び尾張福祉相談センター

3 関係人調査

一宮市福祉部福祉総務課並びに神山連区民生児童委員協議会、葉栗連区民

生児童委員協議会、丹陽町連区民生児童委員協議会、大和町連区民生児童委員協議会及び木曾川町連区民生児童委員協議会に対して、法第199条第8項に基づき関係人調査を実施した。

第3 監査結果

1 認定した事実

(1) 関係法令等

ア 民生委員法及び児童福祉法

民生委員は、民生委員法により厚生労働大臣の委嘱を受けて、地域住民の福祉向上のため活動している民間の協力機関である。民生委員は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第2項により児童委員に充てられたものとされている。民生委員の委嘱を受けた者は、児童委員を兼務することとなり、その任務は、要保護児童の福祉及び福祉事務所等の行政機関への連絡、協力の業務等、広範囲に及んでいる。

また、民生委員及び児童委員に関する費用は、民生委員法第26条及び児童福祉法第50条第2号の規定により都道府県が負担することとされている。

なお、民生委員法第20条の規定により、民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見を聴いて定める区域ごとに、民生委員協議会（以下「協議会」という。）を組織しなければならないことが法定されている。

イ 交付要綱

愛知県では、交付要綱を定め、弁償費について次のとおりとしている。

(ア) 弁償費の交付

愛知県内（政令指定都市及び中核市を除く。）の民生委員・児童委員が日常活動において要する費用として弁償費を交付する。

(イ) 弁償費の額（平成29年4月1日から適用）

年額59,000円（民生委員分、児童委員分各29,500円）。

なお、年度の途中で委嘱又は解嘱された者の弁償費は、別表のとおり定めている。

(ウ) 交付の方法

4月から9月までを上半期、10月から翌年3月までを下半期とし、上半期、下半期に分割して交付する。

(エ) 資金交付

福祉相談センター長は、弁償費について資金前渡の方法により資金

を交付する。

(ウ) 精算

資金前渡した弁償費については、民生委員・児童委員の領収書を徴し、精算を行う。

ウ 法令に定める資金前渡

法第232条の5第2項は、「普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡（中略）の方法によってこれを行うことができる。」と定めている。

これを受けて、法施行令（昭和22年政令第16号）第161条第1項柱書は、「次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。」と規定しており、同項第7号は、「報償金その他これに類する経費」を掲げている。

また、同条第3項は、「前2項の規定による資金の前渡は、特に必要があるときは、他の普通地方公共団体の職員に対してもこれを行うことができる。」と規定している。

さらに、法第153条第1項は、「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任（中略）させることができる。」という事務の委任について定めている。

(2) 民生委員及び児童委員の日常活動

交付要綱における民生委員・児童委員の日常活動の内容については、法令等による定めはないものの、県福祉局福祉部地域福祉課の説明によれば、民生委員及び児童委員個々の活動のみならず、個々の活動を支える役割を果たす協議会の活動も日常活動に含まれるとのことであった。

(3) 弁償費の交付手続

ア 福祉相談センター長から資金前渡員への交付

令和元年度まで、一宮市の民生委員及び児童委員に関する事務は、知事から事務の委任を受けた愛知県尾張福祉相談センター長が分掌しており、(1)の関係法令等により、一宮市福祉部生活福祉課長を資金前渡員に指定していた。そこで、同センター長は、一宮市の各民生委員及び児童委員（以下「各委員」という。）に交付する弁償費を、指定した資金前渡員（以下「本件資金前渡員」という。）の預金口座に上半期・下半期ごとに送金していた。

イ 平成29年度における本件資金前渡員から各委員への交付

本件資金前渡員は、各委員が受領すべき弁償費を各委員が加入する各協議会を通じて交付していた。その交付手続については、民生委員・児童委員が年度の中で交代して精算額が発生した場合を除き、各協議会が指定する預金口座に送金していた。

各協議会から各委員に対する弁償費の支払方法、内容等については、各協議会の運用によるところとしており、本件資金前渡員から各委員に対して交付された弁償費については、協議会の会費等を各委員から徴収金として控除した残額を交付していた協議会もあれば、そのような控除を行わず、一旦、弁償費全額を交付していた協議会もあり、その取扱いは様々であった。

こうした弁償費の交付については、本件住民監査請求の請求人によってなされた平成30年7月10日付けの住民監査請求（以下「前回の住民監査請求」という。）において、愛知県監査委員は、直ちに違法若しくは不当な公金の支出等とまではいうことはできないと判断しつつも、改善の余地はあるとして、県に対して疑義のない交付手続となるよう検討することを要望した。

ウ 平成30年度及び令和元年度における本件資金前渡員から各委員への交付

(ア) 交付手続の改正

県は、上記の要望を受け、平成30年度以降の弁償費の交付手続を改正し、一宮市については、平成30年度及び令和元年度は、本件資金前渡員が各委員に直接弁償費を交付することとした。令和2年度まで民生委員及び児童委員に関する事務を所管していた一宮市福祉部生活福祉課の職員の説明によれば、具体的には、本件資金前渡員から指示を受けた一宮市職員が各協議会の会議に赴き、その場で各委員に対して現金で直接交付した上で、各委員から民生委員・児童委員活動費用弁償費受領書（平成30年度上半期分の弁償費の交付以降、民生委員・児童委員活動費用弁償費領収書から名称変更。以下、名称変更の前後を問わず「領収書」という。）を徴していた。ただし、当該会議を欠席した各委員については、協議会の会議の場で一宮市職員から弁償費を預かった協議会会長等が、別途現金を交付した上で、各委員から領収書を徴していた。

(イ) 5連区における各委員の領収書及び本件資金前渡員の現金出納簿の記載

- a 5連区の各委員に対して交付された弁償費の領収書を確認したところ、大和町連区において、平成30年度下半期分（10月～3月）の領収書のうち、一人の委員が受領印の押印の際に自己の苗字と異なる印影を使用した件が1件あることが認められた。
- b 5連区の各委員に対して交付された弁償費の領収書と本件資金前渡員の現金出納簿を突合したところ、大和町連区において、領収書の受領年月日が平成31年4月14日となっているにもかかわらず、現金出納簿の払出年月日が同月11日となっているものが1件あった。

(4) 5連区における各委員に交付された後の弁償費の取扱い

弁償費が本件資金前渡員から各委員に対して現金で直接交付されるようになった平成30年度及び令和元年度においては、弁償費が各委員に交付された後に、協議会の活動を維持するために必要なものであることや、丹陽町と大和町の各連区の協議会においては、同意がない場合は徴収しないことを説明するなどの配慮を示し、各委員全員の同意を得た上で、弁償費が交付された協議会の定例会の場において、その同額を徴収していたとのことであった。

また、神山連区の協議会では、令和元年12月以降、弁償費と同額の徴収を行っておらず、葉栗連区の協議会では、令和2年度下半期分以降は、協議会に必要な費用はその都度徴収することとし、木曾川町連区の協議会では、協議会に必要な費用について、今後の徴収のあり方の検討を始めているとのことであった。

なお、5連区の協議会会長の説明によれば、いずれの連区においても、毎年、年度末等の時期、あるいは民生委員及び児童委員の任期である3年ごとに、各連区の協議会が各委員に対して、弁償費から各協議会の活動に要した費用を除いて精算した残額を返還しているとのことであった。

2 判断

以上の認定した事実に基づき、請求人の主張を判断する。

請求人は、平成29年4月28日から令和元年12月9日までの間において5連区の各委員に支払われた合計13,524,664円の弁償費が、各連区の協議会において管理されており、交付要綱に定められる各委員の日常活動の費用として使用されていないことが違法若しくは不当である旨を主張する。

請求人の主張する弁償費の支払われた期間のうち、平成29年度の弁償費の交付については、前回の住民監査請求の監査の結果において、直ちに違法若しくは不当な公金の支出等とまではいえることはできないと判断しているところ

ろであり、その期間については新たに言及するまでもない。

そこで、5連区における平成30年度及び令和元年度の弁償費の交付について検討する。

監査の結果、5連区において、平成30年度以降の弁償費の交付手続は改正され、平成30年度及び令和元年度は、基本的に各委員に日常活動に要する費用として弁償費が直接交付されていたことは認められた。これに伴い、県の財務会計行為は完了したと言えるのであって、本来、交付後の弁償費の用途について違法性・不当性を問題にする余地はない。なお、上述のとおり、協議会の会議を欠席した委員に対し、協議会会長等が別途現金を交付した事例、自己の苗字と異なる印影による捺印及び領収書の受領日付の誤りは、県の上記財務会計行為の完了を妨げるまでの事情にはならない。

もともと、5連区では、弁償費が交付された協議会の定例会の場において欠席者を除き、いずれも各委員から協議会の活動のために交付された弁償費と同額を徴収していることが認められた。そのため、その徴収に当たり各委員の任意の提供でない事情がうかがわれるのか、実質的に弁償費の交付手続の改正がなされていないか、念のため検討した。

平成30年度以降、いずれの連区においても、協議会の活動に必要な旨を説明した上で、それらに要する費用として徴収していた。また、神山連区の協議会を除く四つの協議会では、年度末等の時期に余剰金がある場合は、各委員に返還する旨を説明していた。さらに、丹陽町と大和町の各連区の協議会では、行事ごとの費用徴収を希望する民生委員及び児童委員があれば、その委員の希望に従って個別に徴収する旨の説明が行われ、神山連区の協議会では、令和元年12月以降は、その徴収自体を行っておらず、葉栗連区の協議会では、令和2年度下半期分以降は必要の都度個別に徴収を始めており、木曾川町連区の協議会では、協議会に必要な費用について今後の徴収のあり方の検討を始めている状況にあること等が認められたが、上記徴収に当たり各委員の任意の提供でなかった事情をうかがうことはできなかった。

よって、その余を判断するまでもなく、5連区の各委員に対する弁償費が各連区の協議会において管理されることにより交付要綱に定められる各委員の日常活動の費用として使用されていないことが違法若しくは不当であるとする請求人の主張は採用することはできない。

第4 結論

以上述べたとおり、請求人の請求は、理由がないものと認められるので、本

件住民監査請求を棄却する。

別表

在職期間	弁償費		
	民生委員分	児童委員分	合計
11月	27,041円	27,041円	54,082円
10月	24,583円	24,583円	49,166円
9月	22,125円	22,125円	44,250円
8月	19,666円	19,666円	39,332円
7月	17,208円	17,208円	34,416円
6月	14,750円	14,750円	29,500円
5月	12,291円	12,291円	24,582円
4月	9,833円	9,833円	19,666円
3月	7,375円	7,375円	14,750円
2月	4,916円	4,916円	9,832円
1月	2,458円	2,458円	4,916円